

公益財団法人伊藤記念財団の理事、監事及び評議員の 報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人伊藤記念財団の定款第17条及び第34条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務執行理事の報酬等)

第2条 代表理事及び常務理事(以下「業務執行理事」という。)の俸給の総額は、年額700万円の範囲内とし、各々の支給額は、理事会の決議によって定める。退職手当は支給しない。

- 2 業務執行理事の俸給については、年額分を分割し、原則として毎月20日に俸給月額として支給する。
- 3 新たに業務執行理事となった者には、その日から俸給を支給する。
- 4 業務執行理事が離職又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。
- 5 前2項の規定により俸給を支給する場合にあっては、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(非常勤理事、監事及び評議員の報酬等)

第3条 非常勤理事、監事及び評議員が理事会又は評議員会に出席した場合には、一日につき2万円の謝金を、都度支給する。

- 2 監事には、別途、謝金として3万円を、監査終了後に支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、公益財団法人の設立の登記日(平成24年4月1日)から適用する。
2. この規程の変更は、評議員会決議の日(平成25年6月12日)から適用する。
3. この規程の変更は、評議員会決議の日(平成29年6月14日)から適用する。
4. この規程の変更は、評議員会決議の日(令和4年6月14日)から適用する。